

2021年2月9日

意見陳述書

原告・A

原告のAです。数年前までは、大学等で宗教学や宗教哲学に関する講義を
するとか、著述を仕事としていました。研究、著述や宗教活動は、もちろん今も
続けています。これらの活動は、憲法十九（思想良心の自由）、二十（信教の自
由）、二十一条（表現の自由）などで認められた私の権利であると同時に、私の人
間としての責務であるとも思っています。

ところで、日本国憲法第二十条にはつぎのように書かれている。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

京都府とその機関である京都府知事は、「国及びその機関」に準ずるから同様に
いかなる宗教的活動もしてはならない。一方、本件訴訟が問題としている三件
の儀式が宗教儀式であることには争いが無い。したがって、知事らのこれらの儀
式への参列は違憲違法であり、それに伴う支出も違法である。ところが、三十年
前に主基田に占定された大分県において違憲訴訟が提訴され、違憲性がないと
の判断がされた。それは、知事らの参列の目的が、日本国及び日本国民統合の象
徴とされる天皇に対する社会的儀礼を尽くすというものであり、参列の効果も、
特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではな
く、憲法上の政教分離規定に違反しないと判断されたからである。いわゆる目的
効果基準と呼ばれるあいまいな物差しで恣意的に政教分離規定を緩和してしま
ったのである。

憲法は「いかなる宗教的活動もしてはならない」と述べているのだから、緩和
は当然例外的になされねばならないはずである。すなわち、緩和しなければ他の
憲法的価値、たとえば、法の下での平等・信教の自由・思想良心の自由・表現の自
由などの権利を損なう恐れがあるなどの限られた場合にのみ限定的になされね
ばならないはずである。本訴訟が問題にしている宗教儀式で、この基準を使わね
ばその権利を侵害されるというような人は皇族の皆さんを含めてだれもいない。
むしろ分離を緩和したせいで参列を余儀なくされた知事らには同じく憲法二十
一条に規定されている「**何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強
制されない**」という権利が侵害されたのではないかという疑いすらある。大嘗祭
や抜き穂の儀などの諸儀式が政教分離原則を厳密に守って当人たちの私的な行
為として行われても誰も困らないし、当人たちからも、私的にやりたいというよ
うな声も聞こえていたのである。

象徴天皇なるものが何を意味しているかは意見の分かれるところだとしても、

それが帝国憲法で規定された神権天皇でないことは確かである。天皇自体が神性・宗教性を帯びていることを明示する儀式が「旧登極令」に定められた代替わり諸儀式でありそれが今回もほぼ踏襲された。登極令の制定は1909年(明治42)であり、当然のことながら神権天皇でない象徴天皇には相応しくない。だから、これらの儀式に参列することを単なる「社会的儀礼」の範囲内と認定することはけっしてできないのである。にもかかわらず、日本国憲法下で二度にわたってこの違憲・違法が押し通されているのである。

宗教的なものにかかわる基本的な態度は、漠然とした畏れと敬意である。しかし、宗教は単に個人の内面に存するのではなく、集団の統合や苦痛の慰藉などの社会的機能を有している。だから、この漠然とした畏敬は、時には極めて強い社会的影響をもたらす。戦前に大きな力を持ったいわゆる国家神道が、本来自分のために生きる個人に皇国のために死ぬことを至上の価値とさせてしまったことがその典型である。天皇に神性・宗教性を帯びさせることによって生じた漠然とした畏敬の念が人びとに同調を強いるからである。その反省から、本来自分のために生きる基本的人権を侵害させないために、日本国憲法は、厳格な政教分離規定を持ったのである。だから、天皇というものをめぐる様々な宗教性を私的な領域にとどめて、国や自治体とのかかわりを完全に断つことは、皇室に属する人、日本国籍を有する人も日本国籍を有しない住民も、すべて個人として尊重されその尊厳を守ることになる。

地方自治法に定める住民訴訟の資格を、単に「住民」として、これらすべての個人を対象としていることにかんがみて、裁判所には適切な判断を行っていただくようお願いする。本件支出は当然違憲・違法であり、これを放置することは誰のためにもならず、適切に判断がなされれば、すべての住民の役に立つ。

以 上